

参 考

条例の対象外となる防犯カメラ

私的自治の範囲（防犯・業務管理目的）

- 民有地
  - ①商業施設内・金融機関店舗内・鉄道事業者管理の駅構内
  - ②上記建物に付随する駐車場（駐輪場を含む）
  - ③民間駐車場内 等

条例の対象となる防犯カメラ

（防犯カメラを設置するに当たっての配慮）

公共の場所に向けて設置のカメラ

公共の場所：道路・公園その他多数の市民等が立ち入る場所

人（届出者）的判断

届出等の対象カメラ設置者（規制対象）

- 市（管理責任者・取扱担当者・表示や設置運用基準を定め、その遵守）
- 自治会・町内会・区
- 商店会

**届出義務** 設置運用基準の作成 設置目的・設置年月日・設置台数・設置場所・撮影範囲・表示・管理責任者・取扱担当者・映像データの保存期間、保存方法、廃棄、利用、提供の制限に関する事、苦情の対応等、届出や遵守

説明、資料提出・勧告・公表

届出内容以上の縛りが存在している。  
例：行政機関の保有する個人情報保護法・県個人情報保護条例・個人情報保護法に基づく各企業独自のルールが定められている

届出対象外

私的自治

（防犯カメラを設置するに当たっての配慮）

公共の場所に向けて防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で映像データを取り扱うよう配慮するものとする。

私的自治の原則

民間企業等の防犯カメラ設置は私的自治（自由権・財産権）の範囲に含まれる。防犯カメラの設置が肖像権の侵害に当たるとしても、これは当事者間（不法行為）又は司法の場（刑事事件）において解決すべき事項であり、行政において管理監督すべき対象ではないと判断される。

設置場所的判断

公益公共性

苦情の申出等

一般的判断

例：コンビニの屋外カメラは、基本的には駐車場を撮影範囲としているが、駐車場前も撮影範囲に入っている場合がある。これは設置者側が、店に入る車両を捉える目的であり、運転手側も、カメラ設置は認識しており、撮影を予見できることから私的自治の範囲と考えられる